

第 687 回兵庫地方最低賃金審議会

議事録

令和 8 年 8 月 5 日（水） 10 時 00 分～10 時 23 分	
兵庫労働局 第 3 共用会議室	
公益代表委員	坂本委員、千田委員、庭本委員、三上委員、山口委員
労働者代表委員	圓行委員、小菅委員、中西委員、堀井委員、森田委員
使用者代表委員	伊藤委員、倉本委員、松下委員、横井委員、吉川委員
事務局	金成労働局長、丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官、 神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 兵庫県最低賃金の改正に係る審議について (2) その他	
議 事 内 容	
○下風賃金指導官 それでは定刻になりましたので始めさせていただきます。 お暑期中、各委員の皆様には御出席いただきありがとうございます。 また、専門部会委員の皆様には、連日の御出席となりますがよろしく願いいたします。 本日は、全員御出席いただいておりますので最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定による定足数を充足しておりますことを、御報告させていただきます。 それでは、これからの議事進行につきまして、山口会長よろしく願いいたします。 ○山口会長 皆様おはようございます。 では、ただ今から、第 687 回兵庫地方最低賃金審議会を開会します。 各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。 本日の審議会につきましても公開としていますが、傍聴者の方におかれましては、受付でお渡ししている遵守事項に記載していますとおり注意事項を守って傍聴していただき、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。 それでは、議事次第（1）兵庫県最低賃金の改正に係る審議に入りたいと思います。	

最低賃金の審議につきましては、専門部会で全会一致により決議した場合には、その審議経過を本審へ報告していただき、また、全会一致で決議されなかった場合は、この本審において改正審議を行っていくことになっています。

今年の地域別最賃については、専門部会において7月28日から昨日までの間、合計5回にわたり慎重に審議を行った結果、各委員の御協力もあり、昨日第5回目の専門部会において全会一致で結審することが出来ました。

従いまして、本日の議題（1）において、この最賃審本審の場で昨日までの専門部会での審議経過及びその結果を報告していただくということになります。

それでは、事務局で報告文を読み上げて頂いたうえで、専門部会の部会長からその審議経過について報告をお願いいたします。

○下風賃金指導官

それでは配布させていただいている報告書を御覧ください。

読み上げをさせていただきます。

令和8年8月4日

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口 隆 英 殿

兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県最低賃金専門部会

部会長 千 田 直 毅

兵庫県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和8年7月6日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取り組みを継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 2 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き

上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、特定最低賃金の引上げを含む最低賃金全般の引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと申請準備が出来るよう、その申請期間の大幅な拡大や対象労働者の拡大を含めてその制度を充実させること。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実も併せて強く要望する。

3 最低賃金が引き上げられても、「年収の壁」を意識して扶養の範囲内に収めるために労働時間を減らす人が少なくない。その結果、本来であれば賃上げによって所得向上が図られるはずが、就業調整によって効果が十分に発揮されず、賃上げの波及を阻害している現状が認められることから、年収の壁を気にせず働けるよう、税制・社会保険制度・扶養制度を一体的に見直し、働いた分だけ手取り収入が増える仕組みへの改革を強く要望する。

4 看護、介護、保育並びに書籍販売業等、事業者による労務費等の価格転嫁に向けた価格交渉が行えないような事業・業務について、賃金引上げ状況等の現状把握に努めるとともに、その公定価格等の見直し及び賃上げが円滑に実施出来るような支援策の拡充を強く要望する。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 千田直毅、三上喜美男、山口隆英

労働者代表委員 圓行弘幸、小菅梨絵、堀井説也

使用者代表委員 伊藤 敦、倉本信二、吉川和宏

別紙

兵庫県最低賃金

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用主に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,172 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年10月1日

以上でございます。

○千田会長

専門部会の部会長の千田から専門部会の経過を報告させていただきます。

先程会長から説明がありましたように、7月28日から合計5回にわたり慎重審議を積み重ねてまいりました。その結果、昨日、引上げ額56円の時間額1,172円という公益見解案を示し、採決を行った結果、全会一致となりました。

では、専門部会での審議がどのように進んできたのかについて、経過を御報告いたします。

当初、労側の主張としては、79円引上げの時間額1,195円を提示したいということでした。

その理由としては、今年の春季生活闘争では、3年連続5%超の賃金引上げが実現し、パート労働者についても時給ベースで6.18%の引上げとなったことや、政府方針や兵庫県政労使会議でのオール兵庫で賃上げに取り組むといった考えに沿うこと、物価高騰に迫り賃上げの定着を最低賃金にも波及させることや兵庫県からの労働力流出を防ぐ意味でも近隣地域との地域間格差是正が必要であるとのことでした。

一方、使用者側としては、38円引上げの時間額1,154円を提示したいということでした。

その理由としては、県内の中小企業は原材料費の高騰や人件費負担の増加に苦慮しており、小規模企業においては防衛的な賃上げを行っている割合が約7割に達していること、中東情勢等の原材料費の高騰等先行きを不安視する声も大きいとのことでした。そこで、中小企業を含めた県内企業の賃金支払能力を十分踏まえて判断する必要があるため、賃金改定状況調査第4表①を重視し、Bランクの男女計の賃金上昇率3.4%を参考に引上げ金額を提示したいとのことでした。また、この3.4%という率は、日本商工会議所の賃金引上げ・賃金改定調査や、日本成長戦略で示された実質賃金の年1%程度の上昇という考えにも合致した根拠のある数値であるとのことでした。

その後、8月3日の4回目の専門部会において、労働者側は2回目の提示金額として、67円引上げの時間額1,183円の提示がありました。公益委員から労使双方歩み寄る努力をとる要請があったこと、中央最低賃金審議会が示す目安額が全国の物価・賃金・企業の支払い能力を総合的に勘案した最低生活保障ラインであることからこれを尊重するとともに、京都府等との地域間格差や全国加重平均との格差是正を考慮してこの金額引上げを提示したい、とのことでした。

一方、使用者側としては、賃金改定状況調査第4表①のデータを尊重する姿勢は変えるつもりはないが、公益委員の歩み寄りの要請もあったため、48円引上げの時間額1,164円を提示したいということでした。

目安どおり引き上げられた場合、県内の中小企業の影響率は24.6%で影響は小さくなく、最賃引上げに伴いその上位の労働者との賃金バランスに大きなひずみを生じさせることになる。しかし、最低賃金には、労働組合がない労働者にも春季労使交渉による賃上げの効果を波及させる役割があるということを認識し、連合の2026 春季生活闘争回答結果の100 人未満企業の平均賃上げ率を参考とすることが適切と判断し、この額を提示したいとのことでした。

その後、公益側において、労働側、使用者側との議論を積み重ねてまいりましたが双方の引上げ金額差は縮まらず、その日も公益側から強く両者の歩み寄りを要請し、審議を終えました。

そして、昨日5回目の審議に入りました。

冒頭、労働者側からは、2026 年の春季生活闘争回答結果の賃上げ率のうち、有期・短時間契約等労働者の数値6%台を勘案して59 円の引上げ、1,175 円の提示という一定の歩み寄りが認められました。

一方、使用者側からは、中東情勢等による不透明感に強い危機感を持っているが、中央最低賃金審議会が示した目安額は公労使が長時間議論した上での尊重すべき一つの結論として受け止めていること。また、この目安が示したB ランクの56 円の引上げ率は5.02%と連合の2026 春季生活闘争回答結果の全企業の引上げ率5.01%とほぼ一致していることからこの中央の目安額を尊重し、目安額どおり引上げ額56 円、時間額1,172 円の提示があり、歩み寄りが見られました。

その結果、労働者側は59 円、使用者側は56 円の引上げ額と隔たりがありましたので、その後、公益が労働者側、使用者側とそれぞれ議論を複数回重ねました。

しかし、労働者側は57 円の引上げの時間額1,173 円、使用者側は目安額の56 円の引上げ、時間額1,172 円というところで議論が尽きた状況となりました。

最終的には公益委員の見解としての引上げ額を提示し、採決することとなり、公益側から時間額1,172 円、56 円の引上げを提示しました。

その理由としては、公益代表委員としては、中央最低賃金審議会が示したB ランクの目安額について、その引上げ率5.02%が連合の2026 春季生活闘争回答結果の引上げ率5.01%とほぼ同様であり、一定整合性のある数値であること、また、そのB ランクの目安額がA ランクよりも2 円高くなっており、目安どおりそれぞれが引き上げてもA ランクである近隣の大阪府とは地域間格差は解消されること等も考慮して今回の金額提示としました。

以上の公益案として採決を行ったところ、公労使委員の全会一致により結審しました。そのため、全会一致ということで昨日専門部会において答申をさせていただいた経過となります。

なお、部会からの報告文については、政府への要望事項として、先程読み上げていただきました4 点の項目を付けさせていただいております。

以上、報告とさせていただきます。

○山口会長

ただ今の説明について、専門部会委員の皆様から付け加えてご説明いただく事項等はありませんでしょうか。

○各委員

(なし)

○山口会長

では、専門部会委員以外の委員の方から何か御質問や御意見はありませんでしょうか。

○各委員

(なし)

○山口会長

それでは、兵庫県最低賃金の改正に係る審議については以上としたいと思います。

各委員の皆様には、真摯かつ熱心に御審議いただきありがとうございます。

ここで、兵庫労働局長から御挨拶があるということですのでよろしく願いいたします。

○金成局長

皆さま、本日は大変お暑い中、御参集いただきまして大変ありがとうございます。

また、山口会長、千田会長代理をはじめ、公労使の各委員の皆さまにおかれましては、本年の地域別最低賃金の改正の審議に当たりまして専門部会、本審を通じて慎重かつ熱心な御審議を賜り誠にありがとうございます。今年度の地域別最低賃金の改正審議につきましては、専門部会におきまして春闘の結果や消費者物価、地域間格差、コスト負担増に対する価格転嫁や人材確保のための防衛的賃上げなど、様々な視点から何度も議論を重ねられたとお伺いしており、限られた時間の中、最終的には全会一致で取りまとめていただいたことにつきましては、各委員の皆さまには重ねて感謝を申し上げます。先程御報告いただきましたとおり、今回の改正により最低賃金は、1時間当たり1,172円と昨年より56円上乘せされますが、法令に基づく手続きを経た後、順調に進めば10月1日に発効することとなります。この改正発効される兵庫県最低賃金の適用にあたりましては、兵庫労働局、各労働基準監督署が一体となって周知に取り組んでまいりますとともに関係労使団体、各自治体の皆さまにも御協力をいただきながら包括的な周知に努めてまいりたいと考えております。また今回委員の皆さまから業務改善助成金のさらなる活用、促進、拡充等、政府全体に対する御要望をいただきましたので、厚生労働本省にお伝えさせていただくとともに、現行の業務改善助成金による生産性向上のための支援にも引き続き取り組んでまいりたいと考えてお

りますので、各委員の皆さまに置かれましても御理解・御協力をよろしくお願いいたします。またこの後すぐに特定最低賃金の審議も始まることとなっておりますので各専門部会におきましては建設的な議論をいただきますよう引き続きよろしくお願いいたします。今後とも最低賃金制度の円滑な運用に向けまして引き続き御尽力を賜りますようお願い申し上げまして御礼の言葉とさせていただきます。

委員の皆さま大変ありがとうございました。

○山口会長

局長、ありがとうございました。

それでは、次の議題、(2) その他ということですが委員の皆様、何かございますか。

○各委員

(なし)

○山口会長

そのほかに、事務局から連絡事項等があればお願いします。

○安積賃金室長

2点御連絡させていただきます。

まず、1点目としまして、次回本審の日程についてです。

昨日答申いただいた地域別最低賃金については、法定どおりとなるならば、その発効は10月1日(木)となります。しかし、異議申出の手続きが必要となりますので、昨日、異議申出の公示を行っております。その異議の申出の締切りは8月19日(水)となります。

そこで、次回の本審につきましては、8月21日(金)午前10時を予定させていただきたいと思います。

場所はこちらの会議室で予定させていただきたいと思っております。

議題につきましては、異議の申し出があれば、異議申し出に係る諮問をさせていただきますので、それを受けての審議をお願いすることとなります。なお、異議の申出が無ければ流会となり開催はいたしませんので、御留意の程お願いいたします。

事務局より事前にその場合は御連絡させていただきます。

つきましては、その審議についての公開・非公開の確認と異議申出の場合の意見陳述を認めるかどうかの御確認をいただけたらと思っております。

なお、昨日の専門部会時の答申について、1点訂正がございます。昨日の答申時に、その発効日については法定発効ではなく、指定日発効と訂正することが正しいと事務局の方で御説明させていただきました。

しかし、その後、事務局におきまして再度確認させていただきました結果、答申日

からではなく、異議申出にかかる審議日からの起算となることが確認できまして、その異議申出を受けての本審が8月21日を予定していますので、そこからの起算となりますので、結果としまして法定発効で良い、ということが判明いたしました。発効日自体はいずれも令和8年10月1日予定ということで全く変わりはありませんので、指定日発効か、法定日発効かという解釈のみをこの場で訂正させていただきたいと思っております。

次に、2点目としまして、今後、審議が始まります特定最低賃金の専門部会についてです。特定最低賃金の専門部会委員の方につきましては、7月28日までに御推薦をいただきました。現在、事務局におきまして各産業別のそれぞれの部会委員の任命手続きを行っているところです。各部会の開催日程（案）につきましては事務局において調整が必要となってきますので、関係委員の方におかれましては追って任命通知と合わせて日程調整のお願いというところで御連絡させていただきたいと考えております。

事務局からは、以上となります。

○山口会長

ありがとうございます。では、次回は8月21日（金）午前10時からといたします。意見陳述につきましては、関係者からの希望があるようでしたら、昨年と同様に意見陳述を認めることとしたいと思います。

また、次回の審議会についても昨年度と同様に、公開でよろしいかと思いますがどうでしょうか。

○各委員

はい。

○山口会長

ありがとうございます。では次回8月21日の審議会は、公開とさせていただきます。

また、特定最低賃金の専門部会については、事務局において準備をお願いします。

ではこれで本日は終了といたします。

皆様どうもありがとうございました。

山口 隆英

森田 直樹

伊藤 敦